



衛生委員会報告

★転倒について

●転倒しただけで労働災害に繋がるというと大げさだと思われるかもしれませんが、実は職場での転倒により休業（4日以上）となってしまう「転倒災害」が多発しており、労働災害（休業4日以上死傷災害）全体の4分の1を占め、深刻な問題となっています。

また、職業生活を含めた一般生活の中でも、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多いです。転倒災害の防止は今や、あらゆる人々にとっての重要課題といえます。

●転倒災害の原因は、大きく分けて次の3つです。

◆滑り

- ・床面の水、油 ・鉄製の階段 ・マンホール ・グレーチング（メッシュ状のどぶ板）
- ・凍結路面 など…

◆つまずき

- ・床面の凹凸、段差 ・床上の配線、モール（配線をまとめて収納するカバー）
- ・ついたてのベース（脚部） ・街路樹の植え込み ・人ごみ（キャリー式バッグなど） など…

◆踏み外し

- ・荷物を抱えて階段を下りる時の足元未確認

★転倒を予防するには

●転倒しないためのポイントは以下の通りです。

◆転倒しにくい作業方法

- ・時間に余裕をもって行動 ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ・物につまずかないよう適切な明るさを確保 ・転倒予防のための教育、研修の実施

◆設備管理面の対策

- ・歩行場所に物を放置しない ・床面の汚れ（水、油、粉類等）を取り除く
- ・床面の凹凸、段差等の解消

◆その他の対策

- ・転ばない体づくり（身体機能の維持・向上） ・作業に適した靴の着用
- ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ・転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

◆歩き方の見直し

・すり足で歩を進めると歩幅が狭くなり、転倒しやすくなります。普段よりも一歩前に足を出すことを意識して歩幅を広げ、つま先で地面を蹴り、かかとから着地して歩くようにしましょう。

★労災とは

●労働災害とは、業務中や通勤中、もしくは業務や通勤が原因となって被った負傷、疾病、死亡などのことです。事故による身体的な怪我だけでなく、長時間労働やパワハラによる精神疾患、熱中症、長時間労働による過労死なども労災の1種です。労働災害は、業務中発生する「業務災害」と通勤中に発生する「通勤災害」に分けられています。

●労災が発生した場合、労働者は労災保険から補償を受けることができます。

労災保険とは、仕事や通勤によって労働者が負傷したり、病気になったり、死亡したりした場合に、労働者やその遺族に対して、国が保険給付を行う制度です。（労働保険と混同されることがありますが、労働保険は労災保険と雇用保険の総称です。）

労災保険の保険料は、全額事業主が負担することになっており、労働者が保険料を負担することはありません。

労災保険の補償の種類には、大まかに次のものがあります。

◆療養補償給付

けがや病気が治ゆ（症状固定）するまでの治療費や薬代等が給付されます。一定の要件を満たせば通院にかかる交通費の給付も受けることができます。

◆休業補償給付

けがや病気で働くことができなくなった時に受けることができる補償です。休業4日目以降、1日につき平均賃金の80%が給付されます。

◆障害補償給付

けがや病気が治ゆ（症状固定）した後も、身体に一定の障害が残っている場合に受けることができる補償です。障害の程度に応じて1級から14級までの等級が定められており、等級ごとに給付金額が決められています。

◆遺族補償給付

労働者が亡くなった場合に、労働者の遺族が受けることができる補償です。

◆介護補償給付

障害補償給付または傷病補償年金の1級または2級に該当する重い後遺障害があり、介護を受ける必要がある場合に受けることができる補償です。

◆傷病補償年金

治療開始後1年6ヶ月を経過しても治ゆ（症状固定）せず、重い症状が残っている場合に受けることができる補償です。

労災の詳細や手続きなどについては、会社の労災担当（人事部労務課）に相談するようにしましょう。

★最後に

●転倒を初めとした勤務中の怪我や疾病を防ぐためには、職場で周りの人とのコミュニケーションも大切です。話し合うことで危険箇所や注意点が分かりやすくなります。協力して災害を防ぎましょう。